

1 行政不服審査との関係

行訴法 8 条 1 項、2 項、3 項を活用している。被告行政庁の方から、この点を指摘して、3 ヶ月経っていないと言ってくるのがまずない。1 号のほかによくあるのは、既に同じ類型の不服申立をして、行政庁は判断しないのがあり、それについては審査は申立てないまま 2 号、3 号という理由のがある。

前置の規定は個々の法令に置かれているが、本当に意味があるのか見直しをすべきでないかと思うものはなくはない。そこは個別法の問題として、個別法で必要なら置いていいし、まったくいけないということは逆におかしい。

行政庁の処分という言葉が行政事件訴訟法で使われ、行政不服審査法も、行政手続法もそれを使い、全体として、行政処分の一連の手続過程の法制が出来ているので、今回の司法改革で、行訴法だけが対象だとあまり狭く考えず、可能であれば他の法令にも手を加えることが行政の基本法制として国民に分かりやすくなる。ただ、あらゆる法律全部を直すことになると、気の遠くなる話だ。

国税不服審判所は、前審としての重要な機能を果たしていて、それは国民にとって便利かどうかではなく、国家の司法制度の合理的な資源配分ということか。他方、不服審査前置の設定の立法の基準の考え方を整理する必要。

行訴法の方で不服申立前置まで教示しなければ不服申立前置は働かないという仕組みがあり得る。

審査請求という用語は行政不服審査法では不服申立ての一つにすぎないが、行政事件訴訟法では広い意味での不服申立てという意味になっており、行政事件訴訟法の改正の際にはなんとかしていただきたい。

行政事件訴訟法では不服申立てと取消訴訟の自由選択主義が採られているが、例外が個別の法律で設けられている。行政事件訴訟法の改正では、自由選択主義を徹底すべき。ただ、税金の分野など、不服申立前置を定めるべきごく限られた例外はある。

行政活動のチェックは、手続的なチェックだけにとらわれず、行政活動の内容が具体化、特定化していく各段階での内容面の決定基準の具体化も必要。裁量の余地が大きな行政活動に対するチェック手段としては、違法だけではなく不当性も審査できる行政不服審査、行政 ADR が適する場合もある。

不服申立前置は、それを強制するだけの実益があるなら残してもいいが、今まで前置になっているものをそのまま存続するのではなく、もう一度検証し、必要性の有無を判断した上で、どうしても残さざるを得ないもの以外は、原則としてなくしていく方向がいい。

今置かれている前置の個別法が合理的な制度かどうかは行政訴訟の問題として捉えないといけない。全部個別にチェックできるかという時間的、資源的制約があるが、代表的にある前置についてケーススタディでも、本当に合理性があるのかどうかという観点でレビューはやっておいた方がいい。

不適法な審査請求が出訴期間を過ぎてから却下されると裁判に移行する余地がなくなって、実質的に救済の機会を制限されるので、不服申立手続の中で簡単に補正できる不適法事由の適法化の手続を検討したい。

ADR の制度を用意するのはいいが、それを選択するのは国民だ。現行法の 8 条ただし書が、無条件で法律に定めがあるときは、と書いてあるが、何らかの要件を定めて、特にこうこうこういうふうに資する場合で、法律に定めがある

ときは、という個別法の立法を制約するような規定を置いたらどうか。

2 行政過程との関係

行政過程において制度の整備が進んでいるときに、その成果をどういう形で行政事件訴訟法に生かしていくか。行政手続法を活用すれば審理の仕方も違ってくるし、情報公開法の精神を生かせば裁量統制の仕方も違ってくる。行訴法だけを考えずに、こういう点に力を入れれば行訴法も生きる。

行政のプロセスは法律、行政立法、行政計画、行政処分、あるいは指導と流れ、これがさらに、事前予防的にチェックされ、あるいは事後の是正・補償という形でなされる。行政に対するチェックも、行政自身による内部チェック、国会等を通じた民主的なチェック、司法によるチェック、と縦横のフレームがある。行政訴訟は、行政処分等に関する事後の是正だが、他の手段とリンクしながらチェックすれば機能がアップする。事前予防の、行政による内部チェック又は民主的チェックについて行政手続法的なものを拡大をしてもいい。

裁判所が行政活動をチェックする場合、裁量の問題は難しいので、純粹に法的にチェックが可能なように、行政活動について事前の法的手続等を踏むことを前提にした判断をすれば裁判所も実務的にはやりやすい。

情報公開法やパブリックインボルブメントなど様々な制度が出来て、訴えそのものをしなくてもよい状況が生まれるのが一番望ましいが、個別法でそれだけの整備が出来ていない中で行政事件訴訟法にできることはあるのか。一国民としての訴訟のしやすさ、あるいは訴訟に勝つという状況を得るためにはやはり何らかの具体的な措置が講じられることが望ましいのではないかと。

行政訴訟が機能する前提として、個別法で、裁量が客観化されているとか、

手続法とか情報公開法できっちりとした情報が得られるとか、ということは大変重要。

行政訴訟は、訴えられる被告が組織であることを考慮すると、訴える方が一人では難しいので、訴える方にも組織的なベース、例えば行政活動についての違法性の監査機能的な機関、国民が行政訴訟を行う際の前さばきをする機関、あるいは訴訟遂行過程での支援ができる独立専任機関も検討に値する。

パブリック・コメント及びパブリック・インボルブメントは、いずれも任意であるので、法的に制度化できればよい。

3 国家賠償との関係

現在は行政のプロセスに沿った司法によるチェックの仕組みが不十分なために、国家賠償の制度が本来の領分を越えて利用される面がある。そういう歪みをなくし、本来なされるべき行政の是正機能を行政訴訟の制度の中でできるだけつくり、名目的に賠償を請求して是正を求める必要がない形にすべき。

国家賠償制度は、負担過重になっている。国民の不満は金を貰うのではなく、自分のされた侵害を回復して欲しいということだ。訴訟類型を多様化することにより国家賠償への負担過重は和らぐのではないか。